

4.C.1.c 転用のない草地（原野）（Grassland remaining Grassland—Wild land） (CO₂)

1. 排出・吸収源の概要

1.1 排出・吸収源の対象及び温室効果ガス排出・吸収メカニズム

我が国の土地利用区分における原野は、ほぼ自然植生に近い状況になっている。その状況は様々であるが、草地の下位区分として位置付けている。原野においては、何らかの炭素ストック変化自体は生じていると考えられるが、人為的な管理が一般的に実施されていないため、全ての炭素プールにおいて炭素ストックの人為的な変化は生じていないと整理している。

1.2 排出・吸収トレンド及びその要因

「4.C.1.c 転用のない草地（原野）」のCO₂排出・吸収量は、全ての年度において「NA」として報告している。

2. 排出・吸収量算定方法

2.1 排出・吸収量算定式

全ての炭素プールにおいて、炭素ストックの人為的な変化は生じないと整理しており、特定の算定式は用いていない。

2.2 排出係数

排出係数・パラメータは用いていない。

2.3 活動量

「土地利用現況把握調査（国土交通省）」における「原野」の面積を使用している。2011年度からは従来の「原野」及び「採草放牧地」が統合され「原野等」という区分となったことから、別途推計した採草放牧地面積（詳細は、「4.C.1.b 転用のない草地（採草放牧地）」参照。）を原野等面積から差し引いた値を用いている。

表 1 活動量（原野面積）の推移

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
原野面積	kha	280	270	270	270	260	260	260	260	260
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
原野面積	kha	270	270	260	260	270	280	280	280	280
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
原野等面積	kha	360	340	340	340	350	350	340	350	350
採草放牧地面積	kha	96	96	96	96	96	96	96	96	96
原野面積	kha	280	244	244	244	254	254	244	254	254
	2020	2021								
原野等面積	kha	310	310							
採草放牧地面積	kha	96	96							
原野面積	kha	214	214							

(出典) 原野面積、原野等面積：土地利用現況把握調査（国土交通省）

採草放牧地面積：「世界の林業センサス（農林水産省）」等より推計（詳細は採草放牧地の章を参照。）。

3. 算定方法の時系列変更・改善経緯

表 2 初期割当量報告書（2006 年提出）以降の算定方法等の改訂経緯概要

	2009 年提出	2015 年提出
排出・吸収量 算定式	—	原野で生じる排出・吸収は人為的な管理により引き起こされるものではないと整理し、全ての炭素プールを「NA」での報告に変更した。
排出係数	—	—
活動量	原野の土地利用区分を「その他の土地」から「草地」に変更した。	—

（1）初期割当量報告書における算定方法

1) 排出・吸収量算定式

未推計（NE）として報告していた。

2) 排出・吸収係数

「NE」で報告していたため、適用した排出・吸収係数はない。

3) 活動量

「NE」で報告していたため、適用した活動量はない。

4) 土地利用区分

面積は「土地利用現況把握調査」における「原野（森林以外の草生地）」の値を使用し、「転用のないその他の土地」の下位区分として分類した。

(2) 2009年提出インベントリにおける算定方法

1) 排出・吸収量算定式

初期割当量報告書と同様。

2) 排出・吸収係数

初期割当量報告書と同様。

3) 活動量

初期割当量報告書と同様。

4) 土地利用区分

初期割当量報告時に、我が国のその他の土地区分が全国土の8%近くを占めていたため、初期審査報告書において、その他の土地に含まれる土地を具体的に説明すべき、その他の土地に含まれる土地を考慮した上で、「その他の土地における生体バイオマスのストック量を0」とする想定の妥当性について検討すべきとの指摘を受けた。これを受けバオマス変化が生じていることを否定できない「原野」については、「草地」に再分類した。

なお、森林等の吸収源分科会において、「原野（森林以外の草生地）」におけるバイオマスの実態が必ずしも「草地」に分類されている牧草地や採草放牧地とは一致しないとの意見があり、より実態に即したデータが入手でき次第、「原野（森林以外の草生地）」の算定方法を改善することとした。

(3) 2015年提出インベントリにおける算定方法

1) 排出・吸収量算定式

UNFCCCでは草地の報告が義務的要件として整理されており、原野の未推計状態が審査上の問題点として指摘され続けていること、一方で、特に科学的な知見や現状把握に関する情報がほとんどなく、他の管理対象地に比べ調査実施優先度が明らかに低い土地利用で、当面排出・吸収量の算定実施の可能性はないことを踏まえ、原野そのもので生じる排出・吸収は人為的な管理により引き起こされるものではないと整理し直し、全ての炭素プールを「NA」での報告に変更した（現行インベントリと同様。）。

2) 排出・吸収係数

現行インベントリと同様。

3) 活動量

現行インベントリと同様。

4) 土地利用区分

現行インベントリと同様。